

事案調書(決定会議)

審議日 令和2年8月3日

案件名	相模原市立中学校夜間学級の設置について							
所管	教育	局 区	学校教育	部	学校教育	課	担当者	内線
審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	○神奈川県教育委員会及び他市町村との具体的な調整を進めるため、本市が夜間中学を設置することを決定する。 ○小田急線沿線の県立高校を借用し、他市町村に居住する生徒も通える広域的な夜間中学とする。 ○令和4年4月を目指し、夜間中学を開級する。							
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○調整会議に差し戻し (本市に夜間中学を設置する必要性の再検討と中長期政策として必要な事業であるかの検討を調整会議にて再度協議すること。)							

事案概要 / 事業の実施期間

戦後の混乱期などで義務教育が受けられなかった方、不登校などの理由で、中学校を形式的に卒業した方、外国籍などで日本の義務教育に相当する教育を受けていない方などに対し、夜間の時間帯で中学校の教育課程の授業を行う公立中学校の夜間学級(以下「夜間中学」という。)を令和4年度に開級するもの。
 また、夜間中学は、神奈川県立高校の利用や他市町村の生徒も通える広域的な仕組づくりなどを神奈川県教育委員会と連携して、設置する。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
実施 内容	設置の公表	ICT環境整備	夜間中学の開級					
	県教委との合意 ・県立高校の利用 ・広域的な仕組	備品等購入(R3主に職員室、R4以降主に教材、教具)						
	参加市町村との調整	開級式						
	教育課程等の研究・編成	入学式						
	条例等の改正							
	市民周知、説明							
		生徒募集	生徒募集	生徒募集			生徒募集	

○事業経費・財源 ※費用については県と要調整 (千円)

項目	補助率/充当率	R3	R4~6	R7~R13	R14以降
事業費(教育費)		26,303	44,780	37,280	37,280
うち任意分		26,303	44,780	37,280	37,280
特財					
国、県支出金	33%	4,000	6,594	4,094	4,094
地方債					
その他	特交	8,000	5,000		
一般財源		14,303	33,186	33,186	33,186
うち任意分		14,303	33,186	33,186	33,186
捻出する財源※			0	0	0
一般財源拠出見込額		14,303	33,186	33,186	33,186

※捻出する財源概要… 他市町村から応分負担が有。その概要は裏面を参照

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
実施に係る人工	A	2	9	9	9	9	9	9
局内で捻出する人工※	B	0	0	0	0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	2	9	9	9	9	9	9

※局内で捻出する人工概要 …

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和3年3月	定例会議	報道への情報提供	記者会見
	パブリックコメント	あり		時期	令和3年1月	議会への情報提供	部会	令和2年12月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
夜間中学検討会議(2回)	(名称は令和元年度)シティーセールス・親善交流課、企画政策課、広域行政課、財政課、
設置方法作検討作業部会(2回)	精神保健福祉センター、こども・若者支援課、教育総務室、学務課、学校保健課、
入学対象者検討作業部会(2回)	学校施設課、教職員人事課、教育センター、青少年相談センター
	○夜間中学の設置方法及び設置場所 ○入学者の想定・支援
	○県教委との調整事項
	※夜間中学の設置内容の方向性については、概ね了承
政策課、財政課	○夜間中学の設置に関する庁議について
	※夜間中学の設置内容の方向性については、概ね了承

備 考	教育支援体制整備事業費補助金(夜間中学の設置促進・充実事業(補助率1/3))
	(準備期間2年:補助上限額400万、運営期間3年:補助上限額250万、特別交付税措置2/3)
	教育支援体制整備事業費補助金(日本語指導、スクールカウンセラー(補助率1/3))

【応分負担の概要】

- ①設置準備に係る一般財源を、設置後10年間で応分負担とする。(1年分の負担額:14,303千円/10年=1,430千円)
- ②運営費に係る一般財源に①の設置準備に係る応分負担の1年分を加え、在籍する生徒数で応分負担する。
 応分負担の総額: 33,186千円+1430千円=34,616千円
- ③本市在住の生徒が半数であった場合の他市町村からの応分負担額
 R4~R13: 34,616千円×1/2 = 17,308千円
 R14以降 33,186千円×1/2 = 16,593千円

【教員定数(8人)の費用負担の想定】

- ①本市が全て負担した場合
 66,000千円(平均給与の合計(副校長+教員7人)-22,000千円(国庫補助金(1/3)))= 44,000千円
- ②県が4人分を負担した場合
 66,000千円-30,972千円(教員4人分)-11,676千円(国庫補助金(1/3))= 23,352千円

【調整会議での質問並びに意見】

- ・市が夜間中学を設置する必要性。県が夜間中学を設置する可能性。
 →中学校の設置者は一般的に市区町村である。県は設置運営を行う考えは持っていない。
- ・日本語が不慣れな外国籍生徒の受け入れと義務教育学校としての機能について
 →日本語の理解力を含め、学力に応じたクラス分け実施し、中学校卒業程度の学力にて卒業は可能。
 →語学力不足の場合はカリキュラム外での補習で対応。
 →卒業率は視察や他市状況より90%以上を想定
- ・財源の考え方
 →引き続き小中学校の学校規模の適正化に取り組む中で生み出していくもの。

第2回 決定会議 議事録

令和2年8月3日

1 相模原市立中学校夜間学級の設置について

(説明者：学校教育部長)

(1) 主な意見等

- 原案に至った経過と県内他市の状況を説明してほしい。
→教育機会確保法において、「就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるもの」と規定されていること、国の教育確保基本方針や貧困大綱にも設置を促進する旨が示されていること、アンケート調査等において入学希望者が市内を含む県央地域に一定数いることが確認できたことから、本市を主体とした広域的な夜間中学設置の検討を県教委と進めてきたものである。
また、県内での設置状況としては、横浜市、川崎市で事例がある。いずれも、市立中学校内設置の併設型があり、生徒30人程度で運営されている。なお、市内在住、在勤者のみ受け入れており、費用は全額を市が負担している。
- 財政状況が厳しい中で、新規事業を開始するには、実施理由や必要性など、根拠が明確である必要がある。
- 既存事業の適正化等による将来的な費用捻出を財源として見込むことは、確実性に疑問があり、財政的にもう限界と認識してほしい。
- 国や県の補助金等により事業費が賄えたとしても、事業を実施する理由にならない。財源だけでなく人材も選択と集中を徹底していかなければならない。
- 事業の実施可否を判断するにも、限られた財源の中で何を優先するのかという方針がなければ、判断できない。
→総合計画実施計画が策定できていない現状においては、総合政策部として単件でしっかりと判断していく必要がある。
- 入学希望者の居住地域が大島、田名などに多いとのことであるが、当該地域から小田急線沿線まで通学できるのか。地理的特性、設置後の稼働見込み、設置による中長期的効果など、さらに踏み込んで計画を検討する必要がある。
→さらに詳細を検討したいところだが、市として夜間中学の設置を正式に決定できていない現状において、これ以上、神奈川県と調整することが難しい。
→逆に、詳細が検討しきれていない段階において、設置を正式に決定できないということもある。検討の仕組みから考え直す必要もあるのではないかと。
- 本事案が中長期の政策として必要な事業であるか、またその財政的負担はどうかという点について、調整会議での議論が不十分である。
→これまでのように、「実施することを前提とした財源探しの議論」は建設的でない。
→事案担当課には、本市が当該事業を実施しなければならない理由について、根拠

をもって説明してほしい。

→総合政策部には、中長期視点に立って、当該事業を政策的に実施すべきか否かの検証をしてほしい。

(2) 結 果

○ 調整会議に差し戻し

(本市に夜間中学を設置する必要性の再検討と中長期政策として必要な事業であるかの検討を調整会議にて再度協議すること。)

以 上

相模原市立中学校夜間学級の設置について

1 夜間中学の設置の概要

平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布され、様々な事情により、義務教育課程の教育を十分に受けることができなかった人に、夜間などの時間において、学校における就学機会が提供されるなどの措置を講ずることが明記され、文部科学省では、中学校夜間学級（以下「夜間中学」という。）が少なくとも各都道府県及び指定都市に設置されるよう促進している。

本市では、平成31年1月に入学対象者及び支援者に対して、「夜間中学に関するアンケート」を実施し、一定のニーズを把握したことから、市内に「夜間中学検討会議」を設置し、設置の方法や場所、入学者の支援の在り方など、本市にふさわしい夜間中学を検討してきた。

本市では、様々な状況の生徒、課題のある生徒に対して、中学校の教育課程を提供するとともに、進学、就職に必要な学力や日本語の習得などを支援する夜間中学を設置するもの。

夜間中学とは・・・

公立中学校の夜間学級のこと。公立中学校の2部制として、夜間の時間帯に授業を行い、教育課程を修了した者には、卒業証明書（中学校の卒業資格）を授与する。

現在の夜間中学には、①戦後の混乱期や病気などの理由により義務教育が受けられなかった方、②中学校を形式的には卒業したが、不登校などの理由で義務教育を十分に受けられなかった方、③外国籍で日本の義務教育に相当する教育を受けていない方などが入学している。

文部科学省では、学齢期の不登校支援の方策の一つとして、夜間中学の活用を示しているが、すでに開級している夜間中学には、学齢期の生徒は在籍していない。

夜間中学設置当初の昭和20年代は、日中に学校へ通えない生徒が夜間に通う二部制として設置されたが、昭和30年代には、中学校の義務教育化が定着し、その役割を終え統廃合が進んだ。近年では、依然として中学校未卒業者が存在することや学齢期を超過した外国籍等のニーズがあり、新たに夜間中学の設置を目指す地方公共団体が増えている。

2 夜間中学の設置義務

ア 教育機会確保法第14条に、「地方公共団体は、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

イ 教育機会確保法基本方針（平成29年3月策定）に「全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう促進する。」と明記される。

ウ 子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）に、「人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進する。」と明記される

エ 令和2年1月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知により「各教育委員会においては、法及び閣議決定等を踏まえ、夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進を図るようお願いいたします。」と依頼がある。（未設置 38都道府県 13指定都市）

オ 準備2年間、開設後3年間の計5年の補助事業を、令和6年開設までの期間を区切って行うことで、夜間中学未設置地域の設置を促している。

3 検討状況

ア 平成31年1月に「夜間中学のアンケート」を実施し、一定のニーズを確認したため、検討を開始する。

イ 夜間中学の検討にあたっては、平成28年度から県下に広域的な夜間中学の設置を目指している神奈川県教育委員会（以下、「県教委」という。）と協議を進める。

ウ 令和元年7月に関係課長で組織する「夜間中学検討会議」を設置し、「設置方法」及び「入学対象者」の2つの検討作業部会を設け、設置方法、設置場所、入学者の想定、入学者の支援方策、県教委との連携などを検討した。

エ 神奈川県立高校（以下「県立高校」という。）の利用や職員室等の改修、広域的な仕組作り（他

市町村との調整)などの県教委との役割分担の協議を進めているが、本市において、夜間中学を設置することや県立高校を利用することが、決定していないことから、県教委内の具体的な調整や他市町村との調整などに進めない状況である。

4 本市における夜間中学の設置の考え方

(1) 設置目的

様々な課題のある生徒を支援し、社会人として最低限必要な義務教育段階の教育を受け、進学や就職などを目標に、社会で生きていくための力を身に付ける。

ア 高い不登校率 相模原市：4.99% (中学830人) 神奈川県：4.14% 全国3.65%

イ 外国籍児童生徒数 H28：457(126) H29：510(130) H30：555(151) R1：597(152)

※ () は中学校の生徒数 ※中学3年生の日本語指導 14人/65人

ウ 学齢期の不登校生徒

起立性調節障害などにより日中に学校に通えない生徒や日本語を起因とする不登校生徒などのニーズへの対応も検討する。(本市の中学3年生の起立性調節障害は40人程度)

(2) 本市への効果

ア 全国では、夜間中学の卒業生60%が定時制を含む高校に進学、15%が就労していることから、本市の納税者となり、引きこもりや生活保護などが抑制される。

イ 誰一人見放さない。誰一人取り残さないという考えは、本市が推進しているSDGsの理念と合致している。

(3) 設置方法及び設置場所

駅から徒歩圏内で、今後児童生徒数の増加がなく、現在使用できる教室5つ以上ある市立小中学校を抽出し、該当する市立小中学校2校と県立高校を、生徒が通いやすい場所や費用負担などを比較し、県立高校を設置場所の候補とする。

設置場所：県立高校の利用(分校方式)を候補

- ・定時制で利用していない教室を使用
- ・職員室を県教委が改修
- ・施設運営費は、県教委と調整(保守点検などの施設管理、光熱水費等)
- ・教室以外の利用できる施設を県教委、県立高校と調整

※既に設置している夜間中学に県立の設置はない。(公立中学校は市町村が設置)

※神奈川県内に県立中学校はなく、2部制である夜間学級を設置することは難しい。

(4) 広域的な仕組み(今後、県及び市町村と調整)

夜間中学への入学者を安定的な確保や管理運営費の負担を軽減するため、他市町村に居住する生徒も通う広域的な夜間中学として設置する。

- ・広域的な範囲を県下とし、事前に協定などを締結
- ・入学希望者の相談や入学申請の受付は居住する市町村の教育委員会
- ・設置・運営に要する費用を応分負担
- ・詳細な仕組づくりは、今後調整

(5) 設置時期

令和4年度の学級開設を想定(最も早く設置できる年度を設定)

(6) 生徒数

3学年で30名程度を想定(うち、本市在住者は15名程度を想定)

5 教職員定数

教職員定数法に基づく定数(8人)の一部については、教員の配置を県教委が支援する。

※県教委による費用負担は、今後調整